令和５年度　留萌保健医療福祉圏域連携推進会議歯科保健医療専門部会議事録

日　　時　令和6年1月11日（木）　１６：００～１７：３５

場　　所　ｚｏｏｍハイブリット開催（留萌振興局102会議室）

出席者　別紙出席者名簿のとおり

議　　題　１　　報告事項　「令和5年度　歯科保健事業」について

　２　　情報提供　「北海道における災害時歯科保健医療活動」～組織体制と役割・機能について～

　　　　　　　３　　協議・情報提供

1. 管内における歯科保健災害対策について
2. 令和５年度における各委員における歯科保健医療の推進状況について

議　事

　　１　報告事項について

|  |
| --- |
| 事務局から資料１に基づき説明。（特記事項）○　小児歯科保健対策・　「親と子のよい歯のコンクール」が4年ぶりに再開。・　「フッ化物洗口普及事業」の再開が令和６年度より全ての小中学校で再開予定。〇２　障がい者(児)等歯科保健対策　　・　　「障がい者歯科保健医療連携推進事業」・　「在宅難病療養者等訪問口腔ケア事業」について報告〇３　高齢者歯科保健対策・　　「要介護高齢者歯科保健対策推進事業」については、対象町完結型の取組を開催。〇４　成人歯科保健対策・　「成人歯科保健に係る道民歯科保健実態調査」について、今年度も継続実施。〇５　歯科保健医療機関関係・団体との連携・支援・　「留萌圏域歯科衛生士連絡会議」を今年度初開催。＜質疑＞（野田部会長）フッ化物洗口が再開できない理由は？→教育局・教育機関等で再開に向け協議中 |

　　２　情報提供について

|  |
| --- |
| 　上川総合振興局保健環境部保健行政室　新里医療参事より北海道の活動について資料２，３について説明。（特記事項）・　歯科では、JDATという組織を用いて災害に当たり、受援の体制も整えておかねばならない（自治体の整理）・　受援に対しては行政歯科職員がキーパーソンとなると考える。・　お口のトラブルが、感染症を引き起こすと言われているので、そのことを住民に対して啓蒙してほしい。・　お口については、急性期ではわかりにくいが、時間の経過と共に７２時間経過後当たりに歯科支援が展開される・　まずは地域の歯科医療機関と災害対策という難しいところからではなくて、「日頃から我が町で出来ることは何か」等について意見交換をしてほしい。・歯科医療の体制というところを話すことで見えてくることもある。保健所でもサポートするので是非取り組んでほしい。【部会長】　歯に変化はないが、災害による時間の経過と共にお口の環境が変わって行くことを抑え、自分の口で食べるか食べられないかで全身に大きく影響することを忘れないでほしい。＜質疑＞（初山別村委員）　今回の災害で防災グッズを見直したところ、歯ブラシが必要と家族で話し合ったところ。歯ブラシがない場合の代用品、平時からの備え（支援物資を含む）として、自治体がすべきことは何か？(新里医療参事)→　胆振東部地震の時は口腔衛生用品が届く前に２，３日かかり、給水も難しい状況であった。歯磨きで使う水さえ貴重であった。水を使わない「口腔ティッシュ」「うがいだけ」などを推奨（最小限のケア）していた。入れ歯ケースがないなどは持ち出してこなかった被災者が多くいたところ。支援物資はタイムラグがある。一度口腔衛生用品が搬入され始めると充分すぎるほど届いてしまう。しかし、口腔内は一人一人状況が異なることから、どんなに物資が届いても適切な用品に当たるとは限らない。特に胆振東部地震では、乳幼児歯ブラシが届くのが遅かった。備蓄は必要だが、家族それぞれにあった是非「非常持ち出し袋」に家族分の口腔用品を用意してほしい。　自治体にお願いしたいのは、この住民への啓発である。【部会長】歯科医師会でも準備しているところ。各歯科医療機関に問い合わせしてほしい。 |

　　　３　協議・情報提供について

1. 管内における歯科保健災害対策について
2. 令和５年度における各委員における歯科保健医療の推進状況について

|  |
| --- |
| ア　事務局より資料４，５について説明。（特記事項）なしイ　部会長（野田委員）の司会のもと、各委員及びオブザーバーからの発言 |